# 2日間 木目統・遺 言 無料相談会 惯料 QE開催! 木目統・遺 言 無料

相続・遺言の対策は万全ですか?嫌な思いをしていませんか?是非、この機会にご相談ください!



会場情報

開催日 7/1日・2月 開催 10:00~19:00

<u> 杉並区</u> 7/1<sub>■・2</sub>風

## 高井戸地域区民

杉並区高井戸東3-7-5 ●高井戸駅から徒歩3分 ※沂隣に駐車場あり



## しぶや総和法律事務所3つの強み

## ■ 相続に強い

相続関連セミナーの 開催実績あり

## № 出張対応可能

当日、ご事情により 来られない方も安心

## ● 様々な問題に対応

複数の専門家との 連携 ※司法書士·税理士·FPなど

## 相続お悩みチェック

1つでも当てはまる場合には、ぜひ無料相談を!!

## 相続開始前

- ▼何から始めたらいいの?
- ▼無効にならない遺言書の書き方は?
- ☑ 事業承継を円滑に進めたい
- ☑ 生前贈与の方法は?
- ☆ 特定の人に財産を分けたい
- ▼ 認知症や障害を持った家族に配慮したい

## 相続開始後

- ▼ 遺産相続で親族ともめている
- ▼ 遺産を公平に分けたい
- ☑ 遺言書の内容に納得いかない
- ☑ 相続手続きの方法は?
- ▼ 連絡の取れない相続人がいる



## SOWAしぶや総和法律事務所

代表弁護士 綾部 薫平 [第一東京弁護士会所属 登録番号37819]

しぶや総和



[受付時間]9:00~20:00(土日祝も対応しております)

0120-15-15-26

詳しくは、裏面もご覧ください!!

## 「相続で悩んでいる、困っている、分からないことがある」 そんな時は、しぶや総和法律事務所へご相談を!

## こんなの納得いかない! ~よく聞くお悩み~



↓ 長年1人で介護をしていたのに他の親族と同じ割合でしか相続できないの?
他の親族より多くもらえないの?

A 法定相続分の他に「寄与分」を主張する ことができます。寄与分を認められると、 相続できる割合が増えます。





生前にマンションをもらっていた兄がいる んだけど…何ももらっていない私とマン ションをもらった兄が同じ割合で遺産を相 続するのは、不公平だと思う。 生前に利益(特別受益)を受けたことを 主張できます。特別受益を受けていると 認められると、生前に受けた利益を遺産 分割の計算に入れることができます。





私には財産を何も残さないようにと、遺言に書かれていたんだけど、本当に何ももらえないの?

相続人には最低限の相続分が確保される遺留分 (いりゅうぶん)という権利があります。最低限 の相続分ももらえない場合は、遺留分減殺請求を して最低限の相続分を取り戻すことができます。



## 解決事例 ~遺産分割は弁護士へ~



被相続人 父 | 遺産総額 | 5,000万円

相続人 相談者(長女)・兄弟

父からの相続により、兄と土地が共有となったが、兄が持分を業者に売ってしまった。業者から私の持分も時価より相当低額 (1000万円) で買い取ると持ち掛けられているが、先祖代々の土地を渡したくない。



土地を私と業者で2つに分け、1つを完全に自分の所有物にできた。 持分を売却せずに済み、先祖代々の土地に住み続けられるようになった。



被相続人 母|遺産総額|不動産 (時価3億円)と預金1,000万円

相続人・相談者(長男)・長男の妻

現在元気な母だが、将来の認知能力低下に備え、今のうちから母が持っている不動産や預貯金の管理を始めたい。

結果

民事信託を活用し、実情に合った信託設計を行い、

母の生前から、私の判断で不動産売買や、預金の引き下ろしができるようになった。



被相続人 母 | 遺産総額 | 2,000万円

相続人 相談者(三男·四男)・異父兄弟

母が亡くなり相続が開始したが、これまで全く交流のなかった異父兄弟から相続分を主張されている。 できるだけ、母の財産を取られたくない。

結果

調停を申し立て、双方が納得できる案にたどり着き、円満に解決できた。

## あなたはどんな事でお悩みですか?

### 遺言作成

## 大切な家族をお守りし、ご自身の意思を伝える大切な手段です



遺言を書く際の 注意点は? 財産が少しでも 遺言を書く必要って あるの? 遺言書をご自身で書く際には注意が必要です。 書き方によっては、遺言が無効になってしまった り、スムーズに手続きが行えない場合があります。 遺言の内容を皆様と一緒に考え、将来に備える お手伝いをいたします!



#### 遺産分割

### 遺産のもめごとを解決したい



遺産分割がまとまらない。 遺産が公平な 配分ではない。 相手方に弁護士が ついている。 遺産分割に関する話し合いは非常にデリケートな問題です。今回の相談会では弁護士が依頼者様にとって、最適な解決方法をご提案いたします。「遺産問題でご家族ともめている」という方はぜひご相談ください。



#### **後** 見 (法定後見·任意後見)

## 自分の財産を将来に備えて管理しませんか



将来、財産の管理が できなくなってしまったら どうしよう? 身近な親族が いないけれども、誰かに 任せることは可能なの? 元気なうちに将来に備えて財産の管理を任せる 後見人をご自身で選んでおくことが可能です。誰 を選んだら良いのか、何を決めておくべきなのか、 手続きは何をしたら良いのか。それぞれの状況 にあわせて、ベストな解決策を提案いたします。



その他事業承継や、生前贈与、不動産の取得による対策や相続手続きについてのご相談等、 相続に関するお悩みはどんな事でもご相談ください。

お問い合わせ・ご予約フリーダイヤル

[受付時間]9:00~20:00(土日祝も対応しております)

<u>රත් 0120-15-15-26</u>